第四区
八代市
人吉市
水俣市
天草市
宇土市
上天草市
宇城市
下益城郡
八代郡
葦北郡
球磨郡
天草郡

別表第一熊本県第五区の項を削る。

別表第一大分県第一区の項中「明野出張所管内」を「明野支所管内」に改める。

別表第一鹿児島県第一区の項中「桜島支所管内」を「松元支所管内　桜島支所管内　郡山支所管内」に改め、同表鹿児島県第二区の項から鹿児島県第四区の項までを次のように改める。

第二区
鹿児島市
　第一区に属しない区域
枕崎市
指宿市
南さつま市
奄美市
南九州市
大島郡

第三区
阿久根市
出水市
薩摩川内市
日置市
いちき串木野市
伊佐市
姶良市
薩摩郡
出水郡
姶良郡

第四区
鹿屋市
西之表市
垂水市
曽於市
霧島市
志布志市
曽於郡
肝属郡
熊毛郡

別表第一鹿児島県第五区の項を削る。

第二条中公職選挙法別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第二東北の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「十九人」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「二十八人」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「二十人」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附則第一条ただし書中「第二条」の下に「並びに附則第四条、第六条及び第七条」を加え、「同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条」を「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十八号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条」に改める。

附則第三条を削る。

附則第四条中「新公職選挙法の規定は、」を「第二条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次条において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五条第五項の規定を除く。）は、衆議院議員の選挙については」に、「この条」を「この項」に改め、「から」の下に「、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について」を加え、「総選挙及び」を「総選挙、」に改め、「の選挙」の下に「及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五条第五項の規定並びに附則第七条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十九条の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3　附則第六条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下この項において「新国民審査法」という。）第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を新国民審査法第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条第二項の規定は、一部施行日以後その期日を告示される審査について適用し、一部施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則第四条を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い）

第四条　新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成二十九年四月十九日（以下この条において「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたって市町村（特別区を含む。）の境界変更（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区又は総合区の区域の変更を含む。以下この条において同じ。）があったときは、一部施行日に当該境界変更があったものとみなして、新公職選挙法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。